(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮城県遠田郡美里町役場及び大崎市役所

○環境省告示第十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月五日

環境大臣　石原　伸晃

氏名又は名称	住所
日鉄鉱コンサルタント株式会社	東京都港区芝四丁目二番三号
三協興産株式会社	神奈川県川崎市川崎区扇町十二番三号
開発エンジニアリング株式会社	東京都台東区北上野二丁目六番四号
岩水開発株式会社	岡山県岡山市南区福吉町十八番十八号

○中部地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
豊橋市大山町字五分取三番一から同市神野新田町字水神下三六番一まで	前	一〇・三〇～三九・四〇メートル
	後	一〇・三四～二〇・六〇～四一・二〇キロメートル　〇・〇三四　〇・〇三四

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	豊橋市大山町字五分取五〇番二から同市神野新田町字水神下二二番一まで	中部地方整備局及び同局名四国道事務所
〃	豊橋市神野新田町字京ノ割二七番一から同市神野新田町字京ノ割九番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年三月五日十五時

○近畿地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・六・百二十八号石木城線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　奈良県奈良市石木町、七条西町二丁目地内

使用の部分　なし

○北海道地方環境事務所告示第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月五日

北海道地方環境事務所長　出江　俊夫

氏名又は名称	住所
株式会社アース技研	北海道函館市赤川町三百八十二番地

○北海道地方環境事務所告示第四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月五日

北海道地方環境事務所長　出江　俊夫

氏名又は名称	住所
株式会社有賀さく泉工業	北海道帯広市東三条南十九丁目一番地
アースコンサルタント株式会社	北海道旭川市豊岡四条七丁目七番十三号
防災地質工業株式会社	北海道札幌市北区新琴似七条十五丁目六番二十二号

○関東地方環境事務所告示第四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月五日

関東地方環境事務所長　森谷　賢

氏名又は名称	住所
鹿島環境エンジニアリング株式会社	東京都港区元赤坂一丁目五番三十一号

○関東地方環境事務所告示第五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月五日

関東地方環境事務所長　森谷　賢